

日野町障害者外出支援助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、障害者および障害児（以下「障害者等」という。）が、地域における自立生活および社会参加の促進を図ることを目的として、日野町障害者外出支援助成事業（以下「事業」という。）を実施する。

(事業)

**第2条** この事業は、障害者等が第4条に規定する事業者を利用する場合において次の各号のいずれかの費用の一部を助成する事業をいう。

- (1) 障害者等が所有する道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（ただし、原動機付自転車はこの事業の対象とする。）（以下「自動車」という。）または同項第10号に規定する原動機付自転車を自ら運転する者もしくは、保護者が所有する自動車に乗車する18歳未満の障害児の保護者が購入する、自動車の燃料の購入費（以下「ガソリン費」という。）。ただし、18歳未満の障害児とは当該年度に18歳に到達する者も含むこととし、18歳未満の障害児の保護者が購入するガソリン費については、当該障害児が18歳に到達する年度の翌年の7月31日までに購入したものを対象とする。
- (2) 日野町の区域内で道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（以下「一般乗用旅客自動車運送業者」という。）が運行するタクシー運賃（以下「福祉タクシー運賃」という。）

(助成対象者)

**第3条** この要綱により助成を受けることができる者は、日野町に住所を有する在宅生活者であって次の各号のいずれかに該当する障害者等とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に規定する障害の程度が1級または2級の者であって、その者の前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「措置令」という）第52条の表第6条の4第1項の項下欄に規定する額を超えない者で、かつ、その者の配偶者の前年の所得および民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主として生計を維持する者の前年の所得が措置令第52条の表第5条の

4 第 2 項の項下欄に規定する額を超えない者

- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5に規定する障害の程度が3級または4級の者であって、その者の前年の所得が措置令第52条の表第6条の4第1項の項下欄に定める額を超えない者で、かつ、その者の前年の所得、その者の配偶者の前年の所得およびその者の扶養義務者でその者と生計を一にしている者の前年の所得の合計額が300万円を超えない者
- (3) 児童相談所または更生相談所において知的障害の程度が最重度または、重度と判定された者で、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けた者であって、その者の前年の所得が措置令第6条の4第1項の項下欄に規定する額を超えない者で、かつ、その者の配偶者の前年の所得および扶養義務者で主として生計を維持する者の前年の所得が措置令第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額を超えない者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級の者であって、その者の前年の所得が措置令第6条の4第1項の項下欄に規定する額を超えない者で、かつ、その者の配偶者の前年の所得および扶養義務者で主として生計を維持する者の前年の所得が措置令第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額を超えない者
- (5) その他町長が特に必要と認めた者  
(事業者)

**第4条** この要綱の事業者は、滋賀県石油組合日野支部に加盟する給油所を営む者または、一般乗用旅客自動車運送業者（以下「事業者」という。）が、この要綱に基づく事業に協賛し、本町と協定を締結した者とする。

(助成申請)

**第5条** 助成を受けようとする者は、日野町障害者外出支援助成事業申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において助成対象者は、身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳を提示しなければならない。

(助成券の交付)

**第6条** 町長は前条の申請があった場合は、その内容を審査し助成することを決定したときは、申請のあった当該月分から日野町ガソリン費助成券（別記様式第2号）または日野町福祉タクシー

運賃助成券（別記様式第3号）を交付するものとする。

2 前項の助成券の交付枚数は、1か月あたり3枚（1枚あたりの額面は500円）とし、6か月分をまとめて交付する。年間18,000円を限度とし、毎年8月から翌年7月までの1か年を基準とする。

（助成券の利用方法）

**第7条** 助成対象者は、事業を利用した際に、助成券を事業者に提出するものとし当該助成対象者は、当該支払額から助成券に記載されている金額を控除した額を事業者に支払うものとする。

（助成金の請求）

**第8条** 事業者は、毎月末において助成対象者が利用した助成券を取りまとめ、これを日野町障害者外出支援助成事業助成券請求書（別記様式第4号）またはこれに準じる請求書に添付し、翌月10日までに町長に助成金の請求を行なうものとする。

（助成金の支払）

**第9条** 町長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成券の返還）

**第10条** 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成券の全部または一部を返還させることができる。

- （1） 死亡したとき
- （2） 第3条に該当しなくなったとき
- （3） 助成券を他人に使用させたと認められるとき
- （4） その他不正な手段により、助成券の交付を受けたと認められるとき
- （5） 前各号のほか、助成する必要がないと町長が認めたとき

（助成金の返還）

**第11条** 町長は、不正に助成券を使用した者があるときは、その者が受けた助成金の全部または一部を返還させることができる。

（関係帳簿）

**第12条** 町長は、助成券の交付状況を明らかにするため、助成券交付台帳を備え整備しておかなければならない。

（その他）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の日野町障害者外出支援助成事業実施要綱（平成23年8月1日施行）に定める様式は、この告示に定める様式とみなし、当分の間、必要な調整をして、使用できるものとする。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第8条関係）